

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
がと日、
の翌日
の翌日)

目 次

◇告 示 災害危険区域の指定(建築課)

告 示

鳥取県告示第四百四十五号

鳥取県建築基準条例(昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号)第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十年六月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 名称
賀露地区災害危険区域
- 二 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱三十九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱三十九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 鳥取市賀露町字下小路一〇五五次一 一号
- 鳥取市賀露町字下小路一〇六九一 二号
- 鳥取市賀露町字下小路一〇七三三 三号
- 鳥取市賀露町字下小路一〇八〇次一 四号
- 鳥取市賀露町字下小路一〇八五内一 五号
- 鳥取市賀露町字下小路一〇八九 六号
- 鳥取市賀露町字下小路一〇九六 七号
- 鳥取市賀露町字下小路一一〇一 八号
- 鳥取市賀露町字下小路一一〇四次一 九号
- 鳥取市賀露町字切戸一一一一 十号
- 鳥取市賀露町字切戸一七四五 十一号
- 鳥取市賀露町字切戸一七四四 十二号及び十三号
- 鳥取市賀露町字切戸一七四二 十四号
- 鳥取市賀露町字切戸一一二四 十五号
- 鳥取市賀露町字切戸一一三四 十六号
- 鳥取市賀露町字切戸一一三八 十七号
- 鳥取市賀露町字切戸一一三九 十八号
- 鳥取市賀露町字切戸一一四四 十九号
- 鳥取市賀露町字切戸一一五五 二十号
- 鳥取市賀露町字切戸一一六一 二十一号
- 鳥取市賀露町字切戸一一五七 二十二号
- 鳥取市賀露町字切戸一一六四 二十三号
- 鳥取市賀露町字切戸一一六四 二十四号から二十六号まで
- 鳥取市賀露町字切戸一一六四 二十七号

鳥取市賀露町字切戸一七三二一	二十八号
鳥取市賀露町字切戸一七三二一	二十九号
鳥取市賀露町字切戸一六三一一	三十号
鳥取市賀露町字切戸一六三一一	三十一号
鳥取市賀露町字切戸一六三一一	三十二号から三十五号まで
鳥取市賀露町字切戸一七五二一一	三十六号及び三十七号
鳥取市賀露町字切戸一七五二一一	三十八号
鳥取市賀露町字切戸一七五二一一	三十九号
二一 名称	
2 区域	
上町地区災害危険区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十七号を直線で結んだ線により囲まれた区域	標 柱
鳥取市上町八七一一	一号から五号まで、十五号及び十六号
一七二二	六号、九号、十一号から十四号及び十七号
一七四	七号
鳥取市上町九一五	八号
鳥取市上町八八	十号
三 名称	
2 区域	
円通寺地区災害危険区域	
(一) 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域	

鳥取市円通寺字下村屋敷上九二一	標 柱
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一七二	一号
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一六二	二号
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一四〇	三号
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一四〇	四号
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一四〇	五号
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一四〇	六号
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一四〇	七号
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一四〇	八号
鳥取市円通寺字下村屋敷上二一四〇	八号
四一 名称	
2 区域	
立川地区災害危険区域	
(二) 鳥取市円通寺字下村屋敷八六三の一部、八六四、八六六の一部、八六九の一部、八七四、八七五、八七六の一部及び八七七の一部並びに字下村屋敷上八七五一六の一部、八七八一の一部、八七八二の一部、八七九、八八〇、八八一、八八四、八八六、八八七、八八九、八九三の一部、八九四の一部、八九五の一部、八九六の一部、八九七、八九八、八九九、九〇〇一、九〇〇二、九〇三、九〇四、九〇五の一部、九〇六の一部、九〇七の一部、九〇八の一部、九〇九、九一一、九一三の一部及び九一八の一部並びにこれらと一体をなす国有地	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
鳥取市立川町一丁目一六八	標 柱
鳥取市立川町一丁目一七〇	一号
鳥取市立川町一丁目一七一	二号
鳥取市立川町一丁目一七一	三号、四号及び五号
鳥取市立川町一丁目一七一	六号
鳥取市立川町一丁目一七一	七号

鳥取市立川町一丁目三〇

八号

鳥取市立川町一丁目二七

九号

鳥取市立川町一丁目二九

十号

鳥取市立川町一丁目三一一

十一号

鳥取市立川町一丁目三一一三

十二号

鳥取市立川町一丁目三一一二

十三号

鳥取市立川町一丁目一五四

十四号

鳥取市立川町一丁目一五六

十五号

鳥取市立川町一丁目一六一

十六号

五 1 名称

御熊地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

鳥取市御熊字村宮ノ下二五九

一号

鳥取市御熊字村宮ノ下一八九

二号

鳥取市御熊字村宮ノ下一八八

三号

鳥取市御熊字村宮ノ下二二八

四号

鳥取市御熊字村宮ノ下
(二四二)
(二四三) 合併

五号及び六号

六 1 名称

浜坂地区災害危険区域

2 区域

鳥取市浜坂字上土居四五二、四五三、四五三内第一、四五三二、四五六、四五七一一、四五七一二及び四五八並びに字上ノ山ノ一一二四一一及び一一二四一二並びにこれらと一体をなす国有地

七 1 名称

下砂見地区災害危険区域

2 区域

鳥取市下砂見字杉森五三四、五三五内一、五三五次一、五三五一一、五三五一一、五三五一三、五三五一四、五三六、五四三、五四四、五四五、五四六一、五四六一二、五四六一三、五四六一四及び五四七並びに字郷路平一一三三二並びにこれらと一体をなす国有地

八 1 名称

中村地区災害危険区域

2 区域

鳥取市中村字石谷三三八一一、三三八一三及び三三九、字椎木下三八七、三八八、三八九、三九二一一、三九二一一、三九二一三及び三九三並びに字椎木五〇一の一部及び五〇三

九 1 名称

谷山地区災害危険区域

2 区域

鳥取市吉岡温泉町字谷山一〇三一一、一〇三一二、一〇三三四、一〇三三五、一〇四、一〇五、一〇五一一、一〇六、一〇六一、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一一、一一一二、一一一三、一一一四、一一二、一一二一及び一一三並びに字矢内谷九一六の一部、九一七の一部、九一八一六の一部及び九一八一七

十 1 名称

網代地区災害危険区域

2 区域

(一) 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

岩美郡岩美町大字網代字大網代一八二二三	一 号
岩美郡岩美町大字網代字網代坂二八三	二 号
岩美郡岩美町大字網代字網代坂二八五―二三	三 号
岩美郡岩美町大字網代字大網代南側二八九	四号及び五号
岩美郡岩美町大字網代字大網代南側二九二	六号
岩美郡岩美町大字網代字大網代南側二九三	七号
岩美郡岩美町大字網代字大網代南側二九九	八号から十号まで
岩美郡岩美町大字網代字大網代五八	十一号
岩美郡岩美町大字網代字大網代四一	十二号
岩美郡岩美町大字網代字大網代二一八―六九	十三号
岩美郡岩美町大字網代字大網代二一八―二八	十四号
〔□〕 岩美郡岩美町大字網代字大網代北側三八二の一部、三八三の一部、四〇一の一部及び四〇二の一部並びに二三六、四〇一及び四〇二によって囲まれた無番地の土地、字大網代一七八―一、一七八次第一、一七九―一、一七九―二、一八〇―一、一八〇―二、一八四、一八五、一八八―一、一八八―二、一八九、一八九次第一、一九一及び四〇三の一部、字先網代四〇四の一部、四〇五―一の一部及び四〇六の一部並びに字小網代二三〇―一八、二三二、二三三、二三六、二三八、二四〇、二四一、二四三、二四六、二四七、二四九第一、二五〇、二五〇―一、二五一及び二五三並びにこれらと一体をなす国有地	
十一 名称	
田後地区災害危険区域	
2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに標柱九号から標柱十七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱九号と標柱十七号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱

岩美郡岩美町大字田後字向山北側六二二―二	一 号
岩美郡岩美町大字田後字東屋敷七六	二 号
岩美郡岩美町大字田後字東屋敷八四	三 号
岩美郡岩美町大字田後字東屋敷九八	四 号
岩美郡岩美町大字田後字東屋敷一〇三	五 号
岩美郡岩美町大字田後字東屋敷一〇五	六 号
岩美郡岩美町大字田後字向山一四七―二	七 号
岩美郡岩美町大字田後字向山一三三―一	八 号
岩美郡岩美町大字田後字下屋敷四四四	九 号
岩美郡岩美町大字田後字下屋敷五一五	十 号
岩美郡岩美町大字田後字下屋敷五二二	十一 号
岩美郡岩美町大字田後字たぬき谷五二三	十二 号
岩美郡岩美町大字田後字白山五六七―一	十三 号
岩美郡岩美町大字田後字たぬき谷五三二―一	十四 号
岩美郡岩美町大字田後字上屋敷二九六	十五 号
岩美郡岩美町大字田後字上屋敷三二一	十六 号
岩美郡岩美町大字田後字上屋敷三五九	十七 号
十三 名称	
大羽尾地区災害危険区域	
2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱
岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷三四六一六一	一 号
岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷四二七	二 号
岩美郡岩美町大字大羽尾字上の山四三〇	三 号
岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷四二〇	四 号

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭四七一 五号

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭五〇 六号

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭三五六 七号

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭三五二 八号

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭三五二一〇 九号

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭二六一一 十号

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭四〇 十一号

岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷三四六第一 十二号

岩美郡岩美町大字大羽尾字浜頭三四六一三二 十三号

岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷二二三一一 十四号

岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷二〇八 十五号

十三 名称

岩本地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

岩美郡岩美町大字岩本字下屋敷四〇四 一号

岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上一三五六一 二号

岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上一三五三三 三号

岩美郡岩美町大字岩本字屋敷三五〇次一 四号

岩美郡岩美町大字岩本字屋敷三四四 五号

岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上一三四一 六号

岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上一三三三九 七号

岩美郡岩美町大字岩本字茶屋前四三二 八号及び九号

岩美郡岩美町大字岩本字屋敷三三三〇 十号

岩美郡岩美町大字岩本字屋敷三三四一三 十一号

岩美郡岩美町大字岩本字屋敷三四二 十二号

岩美郡岩美町大字岩本字屋敷三六〇 十三号

岩美郡岩美町大字岩本字屋敷三七七 十四号

岩美郡岩美町大字岩本字下屋敷三八二一 十五号

岩美郡岩美町大字岩本字下屋敷三九一 十六号

十四 名称

恩志地区災害危険区域

2 区域

岩美郡岩美町大字恩志字鎮坂(一)二七六の一部、二七七の一部、三三三内第一の一部、三三三、三三四及び三三六、字鎮坂(二)二七九、二八〇、二八一、二八九、二九〇、二九一、三三三内第一の一部及び三三三、三四〇並びに字鎮坂(三)二四三、二四四、二四五、二四六、二四七、二四八、二四九、二五〇、二五一、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五七、二五八、二五九、二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六六及び二六七

十五 名称

小羽尾地区災害危険区域

2 区域

岩美郡岩美町大字小羽尾字宮谷向屋敷三六四、三六四一、三六四二、三六五、三六六、三六七、三六七一、三六八、七七六一の一部、七七七及び七八一

十六 名称

下佐貫地区災害危険区域

2 区域

八頭郡河原町大字佐貫字海津二一九一、二一九二、二一九三、二一九四、二一九五、二一九六、二一九七及び二一九八並びに字山土居一九四六、一九四七、一九四八、一九四九、一九五〇、一九五一、一九五二、一九五三、一九五四、一九五五、一九五六、一九五七、一九五八、一九五九、一九六〇、一九六一、一九六二、一九六三、一九六四、一九六五、一九六六、一九六七、一九六八、一九六九、一九七〇、一九七一、一九七二、一九七三、一九七四、一九七五、一九七六、一九七七、一九七八、一九七九、一九八〇、一九八一、一九八二、一九八三、一九八四、一九八五、一九八六、一九八七、一九八八、一九八九、一九九〇、一九九一、一九九二、一九九三、一九九四、一九九五、一九九六、一九九七、一九九八、一九九九

五、一九四九一六、一九五二、一九五九及び一九五九次一並びにこれらと一体をなす国有地

七1 名称

下高野地区災害危険区域

2 区域

八頭郡若桜町大字高野字初谷山七二〇の一部、七二二の一部、七二三の一部及び七二四の一部並びに字下土居五八一次一、五八一、五九四、五九五、五九六、五九七、五九八、五九九及び五九九次一並びにこれらと一体をなす国有地

六1 名称

久志谷地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

八頭郡智頭町大字智頭字横瀬二二四八

一 号

八頭郡智頭町大字智頭字榎谷口二二〇〇一二

二 号

八頭郡智頭町大字三田字榎谷口四〇

三 号

八頭郡智頭町大字三田字和田谷四四

四 号

八頭郡智頭町大字智頭字榎谷口二二二五

五 号

八頭郡智頭町大字智頭字久志谷下平二六〇一一二二

六 号

八頭郡智頭町大字智頭字久志谷下平二六〇一一二四

七 号

五1 名称

船磯地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六六二

一 号

気高郡気高町大字八束水字魚見上り立一八五六

二 号

気高郡気高町大字八束水字魚見下り立二六六六

三 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五六

四 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五四

五 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六四九一

六 号

気高郡気高町大字八束水字坂口坂ノ谷二六五〇内一

七 号

気高郡気高町大字八束水字坂口坂ノ谷二六四四内一

八 号

気高郡気高町大字八束水字坂口坂ノ谷二六四一

九 号

気高郡気高町大字八束水字坂口坂ノ谷二六一四一

十 号

気高郡気高町大字八束水字大畑一五二一

十一 号

気高郡気高町大字八束水字大畑一五一七内一

十二 号

気高郡気高町大字八束水字坂口坂ノ谷一五六〇

十三 号

気高郡気高町大字八束水字坂口坂ノ谷一五八七

十四 号

気高郡気高町大字八束水字坂口坂ノ谷一五七六一三

十五 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六二七

十六 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六三二

十七 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六三七

十八 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六四二

十九号及び二十号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六四五

二十一 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六四七

二十二 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六五二

二十三 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六五五

二十四 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六五八

二十五 号

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷一六六〇

二十六 号

三1 名称

酒ノ津地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 気高郡気高町大字酒ノ津字瀧ノ谷九八五 一号
- 気高郡気高町大字酒ノ津字村東ノ切三四九 二号
- 気高郡気高町大字酒ノ津字村東ノ切四〇七 三号
- 気高郡気高町大字酒ノ津字村東ノ切四四一 四号
- 気高郡気高町大字酒ノ津字奥ノ谷五一六 五号
- 気高郡気高町大字酒ノ津字瀧ノ谷三三二 六号

三1 名称

下光元地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 気高郡気高町大字下光元字親谷一〇四 一号
- 気高郡気高町大字下光元字夏ヶ谷一〇五 二号から四号まで
- 気高郡気高町大字下光元字夏ヶ谷一一三一一 五号から七号まで
- 気高郡気高町大字下光元字持木五九六 八号
- 気高郡気高町大字下光元字谷ノ前四七三 九号

三1 名称

夏泊地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

気高郡青谷町大字青谷字泊ヶ谷二〇五五 一号及び十五号

気高郡青谷町大字青谷字泊ヶ谷二〇七五一六 二号

気高郡青谷町大字青谷字泊ヶ谷五五二四 三号

気高郡青谷町大字青谷字夏泊一九三五 四号

気高郡青谷町大字青谷字壺栗一七六三 五号

気高郡青谷町大字青谷字大間一七八七 六号

気高郡青谷町大字青谷字夏泊一九五七 七号

気高郡青谷町大字青谷字大間一七七六 八号

気高郡青谷町大字青谷字夏泊一九六六 九号

気高郡青谷町大字青谷字夏泊一九六九 十号

気高郡青谷町大字青谷字夏泊一九八一 十一号

気高郡青谷町大字青谷字夏泊二〇三二 十二号

気高郡青谷町大字青谷字夏泊二〇二七 十三号

気高郡青谷町大字青谷字泊ヶ谷二〇四五 十四号

三1 名称

長和瀬地区災害危険区域

2 区域

気高郡青谷町大字長和瀬字垣ノ内一五二一、一五二二、一五二一、一五二二、一六〇〇、一六一一、一六五十三、一六五二及び一〇八一並びにこれらと一体をなす国有地

三1 名称

三明寺地区災害危険区域

2 区域

(一) 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

倉吉市巖城字西屋敷一五七六 一号

- 倉吉市厳城字樋之口七六五―三 二号
- 倉吉市厳城字樋之口七六一 三号
- 倉吉市厳城字樋之口七四〇 四号
- 倉吉市厳城字円山下七〇九―一 五号
- 倉吉市厳城字円山一六〇―一―七 六号
- 倉吉市厳城字円山一六〇―一―一 七号及び八号
- 倉吉市厳城字円山一六〇―三―一 九号
- 倉吉市厳城字南平一五九二 十号及び十一号
- 倉吉市厳城字南平一五九三 十二号
- 倉吉市厳城字南平一五九六 十三号
- 倉吉市厳城字南平一五七七―二 十四号
- 倉吉市厳城字カニヶ坂一五七五 十五号
- 倉吉市厳城字西屋敷七七四―一 十六号
- (□) 倉吉市厳城字家之上二五三八、一五三九、一五四〇、一五四一、一五四二、一五四四、一五四五―一、一五四五―二及び一五四七、字西屋敷七六七―一の一部、七六七内第一の一部、七六七―二、七六七―三、七六九―一、七六九―二、七七〇、七七一、七七二、七七三、七七三―一、七七四―一、七七四―二の一部、七四―三の一部、七七四―四、七七五、七七六、七七六内第一、七七七、七七八、七七八第一、七七九、七八〇―一、七八〇―二、七八一―一、七八一―二、七八二、七八三、七八四、七八五、七八六、七八七、七八八、七八九、七九〇―一、七九〇―二、七九一、七九二―一、七九二内第二、七九三、七九四、七九五、七九六、七九七、七九八及び七九九、字樋之口七六五―三の一部、字上前田八〇六、八〇七、八〇八―一及び八〇八―二、字円山一六〇―一―一の一部、一六〇―一―六及び一六〇―一―九、字円山下六九三―一、六九三―四、六九三―五、六九三―六、六九三―七、六九三―八及び六九三―九並びに字向山一六〇―四―一、一六〇―七―一、一六〇―七―二、一六〇―七―三、一六〇―七―四、一六〇―八―一、一六〇―八―二、一六〇―九―一、一六〇―九―五、一六〇―九―一―一及び一六〇―九―一―五並びにこれら

と一体をなす国有地
二五―一 名称

上米積地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱四号を直線で結んだ線により囲まれた区域、標柱五号から標柱十一号までを順次に直線で結んだ線及び標柱五号と標柱十一号を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに標柱十二号から標柱十五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱十二号と標柱十五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 倉吉市上米積字江門寺五〇―一 一号
- 倉吉市上米積字江門寺四九―一 二号
- 倉吉市上米積字江門寺四九〇 三号
- 倉吉市上米積字江門寺五〇六―一 四号
- 倉吉市上米積字江門寺五一〇 五号
- 倉吉市上米積字江門寺四八一―一 六号
- 倉吉市上米積字江門寺五一六 七号
- 倉吉市上米積字江門寺五二〇 八号
- 倉吉市上米積字江門寺五二―七 九号
- 倉吉市上米積字江門寺五〇六 十号
- 倉吉市上米積字江門寺五二―二 十一号
- 倉吉市上米積字荒神三七―一 十二号
- 倉吉市上米積字荒神三七―二 十三号
- 倉吉市上米積字荒神三九四―一 十四号
- 倉吉市上米積字荒神三九三 十五号

二五―一 名称

勝負谷地区災害危険区域

2 区域

倉吉市上福田字勝負谷九二八、九三二一一、九三二二二、九三三、九三四一一、九三四一二、九三七一一、九三七二二、九三八、九四三、九四四、九四五、九四八、九四九、九五〇一一、九五一一六、九五二一八、九五二二一、九五二二二、九五二一三、九五二一四、九五二一五、九五二一六、九五二一七、九五二一八、九五二一九、九五二二〇、九五四一一及び九五四一二

三毛 1 名称

妻ノ神地区災害危険区域

2 区域

倉吉市下福田字大田五四一、五四二、五四三、五四四一、五四四二、五四四三、五四四四、五四四五、五四四六、五四四七、五四五一、五四五二、五四五三、五四六一、五四六二、五四六三の一部、五四六四、五四七一、五四七二、五四七三、五四七四、五四七五、五四七六、五四七七、五四七八、五四七九、五四九一〇、五四九一一、五四九一二、五四九一三、五四九一四、五四九一五、五四九一六、五四九一七、五四九一八、五四九一九、五四九二〇、五四九二一、五四九二二、五四九二三、五四九二四、五四九二五、五四九二六、五四九二七、五四九二八、五四九二九、五四九三〇、五四九三一、五四九三二、五四九三三、五四九三四、五四九三五、五四九三六、五四九三七、五四九三八、五四九三九、五四九四〇、五四九四一、五四九四二、五四九四三、五四九四四、五四九四五、五四九四六、五四九四七、五四九四八、五四九四九、五四九五〇、五四九五一一、五四九五二、五四九五三、五四九五四、五四九五五、五四九五六、五四九五七、五四九五八、五四九五九、五四九六〇、五四九六一、五四九六二、五四九六三、五四九六四、五四九六五、五四九六六、五四九六七、五四九六八、五四九六九、五四九七〇、五四九七一、五四九七二、五四九七三、五四九七四、五四九七五、五四九七六、五四九七七、五四九七八、五四九七九、五四九八〇、五四九八一、五四九八二、五四九八三、五四九八四、五四九八五、五四九八六、五四九八七、五四九八八、五四九八九、五四九九〇、五四九九一、五四九九二、五四九九三、五四九九四、五四九九五、五四九九六、五四九九七、五四九九八、五四九九九、五四九九〇、五四九九一、五四九九二、五四九九三、五四九九四、五四九九五、五四九九六、五四九九七、五四九九八、五四九九九、五四九九〇

三毛 1 名称

福庭地区災害危険区域

2 区域

倉吉市福庭字出淵一七九、一八〇、一八〇内一、一八一、一八二、一八四、一八五、一八六一、一八六二、一八六三、一八七、一八八、一八八一、一九四、一九五、一九八、一九八次一、一九八一、一九八二、一九八三及び一九八四並びに字楨

ノ木谷四〇及び四二並びにこれらと一体をなす国有地

三毛 1 名称

宇野地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

- 東伯郡羽合町大字宇野字石脇七五四 一号
- 東伯郡羽合町大字宇野字石脇七三九 二号
- 東伯郡羽合町大字宇野字石脇八一四一二 三号
- 東伯郡羽合町大字宇野字石脇五六九 四号
- 東伯郡羽合町大字宇野字石脇七三五一二 五号

三毛 1 名称

園地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地

標 柱

- 東伯郡泊村大字園字西川七四一 一号
- 東伯郡泊村大字園字西川七四二 二号及び十五号
- 東伯郡泊村大字園字西川七四五 三号、四号、十三号及び十四号
- 東伯郡泊村大字園字西川七五五 五号から十号まで及び十二号

三毛 1 名称

東伯郡泊村大字園字西川七六八 十一号

東伯郡泊村大字園字西川七四五一二 十六号

石脇地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡泊村大字泊字上ノ山一〇二九 一号及び二号
- 東伯郡泊村大字泊字北畑一二二七 三号
- 東伯郡泊村大字泊字北畑一一三五―三 四号
- 東伯郡泊村大字泊字二の北畑一一四〇―一 五号
- 東伯郡泊村大字泊字北畑一一一六 六号
- 東伯郡泊村大字泊字北畑一一一八 七号
- 東伯郡泊村大字泊字上ノ山一〇四七 八号

三 1 名称

川上地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡東郷町大字川上字屋敷前田七九六 一号
- 東伯郡東郷町大字川上字荒神九九三 二号
- 東伯郡東郷町大字川上字荒神九八九 三号
- 東伯郡東郷町大字川上字北山一〇〇一 四号
- 東伯郡東郷町大字川上字北山一〇〇九 五号
- 東伯郡東郷町大字川上字清水一〇一二 六号
- 東伯郡東郷町大字川上字清水一〇一〇―一 七号
- 東伯郡東郷町大字川上字北屋敷九六五 八号
- 東伯郡東郷町大字川上字北屋敷九六七 九号

東伯郡東郷町大字川上字北屋敷九六〇

十号

三 1 名称

若宮地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 東伯郡三朝町大字今泉字川ノ上五四七―二 一号
- 東伯郡三朝町大字今泉字戸尻五〇九 二号
- 東伯郡三朝町大字今泉字深沼四六九―一 三号
- 東伯郡三朝町大字今泉字深沼四六七 四号
- 東伯郡三朝町大字今泉字矢射谷七一五 五号
- 東伯郡三朝町大字今泉字矢射谷七一〇 六号
- 東伯郡三朝町大字今泉字背戸谷六九三―一二 七号

三 1 名称

関金宿地区災害危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字関金宿字湯谷一二二五、一二二六及び一二二七、字湯ノ奥二三九二―一の一部、一三九二―三、一三九二―四、一三九四―一、一三九四―二、一三九四―三、一三九五―一、一三九五―二及び一三九五―四並びに字王子前一四八六一、一四八六一―二、一四八六一―三、一四八七及び一四八七―一並びにこれらと一体をなす国有地

三 1 名称

亀谷地区災害危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字亀谷字尾崎四五二、四五五、四六二―一、四六三、四六五、四六五―一、四六六、四六六―一、四六六―三、四六六―四、四六六―五、四六六―

六、四六六一七、四六七、四六八、四六九一及び四八〇の一部並びに字広江四三六一一、四三六一三、四三七七一、四三七二二、四三七三三、四三八一一、四三八一三、四三九一一、四四〇一一、四四一、四四二一一、四四二二二、四四三、四四四、四四五一一、四四五二二、四四六一一、四四六二二、四四七一一及び四四七二五並びにこれらと一体をなす国有地

三六 名称

西穂波地区災害危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字西穂波字上屋敷二二七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二三、一二六及び一二七、字中屋敷二二三、一三三、一三三二、一三三三、一三三二一、一三三二二、一三八一一、一三八二二、一四一、一四二、一四六、一四七、一四八、一四八一一、一五二及び一五三、字上り立三〇二の一部及び三〇四二の一部並びに字大門一六六一二、一六六一三、一六七、一六七三、一六七九、一六八一一、一六八二二、一六九一一、一六九二二、一七〇、一七三、一七四一一の一部、一七五一一、一七五二二、一七六、一七七、一七八一一、一七八二二、一七九一一及び一七九二二並びにこれらと一体をなす国有地

三六 名称

八橋地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡東伯町大字八橋字大日峯五五五 一号、二号及び八号
 東伯郡東伯町大字八橋字大日峯無番地 三号
 東伯郡東伯町大字八橋字大日峯五四七 四号
 東伯郡東伯町大字八橋字大日峯五四八 五号
 東伯郡東伯町大字八橋字大日峯五五一 六号

東伯郡東伯町大字八橋字大日峯五五三 七号

三六 名称

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱九号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡東伯町大字鉾字西屋敷一三四一四 一号
 東伯郡東伯町大字鉾字西河原田一四七一八 二号
 東伯郡東伯町大字鉾字西河原田一四七二三 三号
 東伯郡東伯町大字鉾字西河原田一五四 四号
 東伯郡東伯町大字鉾字城山三六五 五号
 東伯郡東伯町大字鉾字城山三六一 六号
 東伯郡東伯町大字鉾字城山三六一 七号及び八号
 東伯郡東伯町大字鉾字掘三六〇一三 九号

三六 名称

亀崎地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱二十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに標柱二十三号から標柱三十五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱二十三号と標柱三十五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂五四六 一号
 東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂七八九一 二号から八号まで及び十八号から二十一号まで
 東伯郡赤碕町大字赤碕字東松谷六次一 九号

東伯郡赤碕町大字赤碕字東松谷五 十号

東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂峯七九〇―二 十一号及び十七号

東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂峯七九一 十二号

東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂の上平畑五〇二―一 十三号、十四号及び十六号

東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂の上平畑五〇二 十五号

東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂五四四―一 二十二号

東伯郡赤碕町大字松谷字海道之上五〇四 二十三号から二十九号まで
及び三十三号から三十五号
まで

東伯郡赤碕町大字松谷字海道之上五〇四内第三 三十号

東伯郡赤碕町大字松谷字海道之上五〇五 三十一号

東伯郡赤碕町大字松谷字海道之上五〇四次一 三十二号

罫1 名称

尾張地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上三九九 一号、二号、十七号及び十八号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四〇一 三号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四〇二内二 四号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四〇六一 五号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四一―二 六号及び十三号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四一七―三 七号、八号、十一号及び十二号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四一九 九号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四二〇内一 十号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四〇六一四 十四号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四〇四 十五号

東伯郡赤碕町大字尾張字宮の上四〇二 十六号

罫1 名称

梅田地区災害危険区域

2 区域

(一) 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱八号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

東伯郡赤碕町大字梅田字家の上三五―一 一号

東伯郡赤碕町大字梅田字家の上三五五 二号

東伯郡赤碕町大字梅田字屋敷一五六 三号及び四号

東伯郡赤碕町大字梅田字屋敷一五五―二 五号

東伯郡赤碕町大字梅田字屋敷一六〇 六号

東伯郡赤碕町大字梅田字本谷中峰三一五 七号

東伯郡赤碕町大字梅田字本谷中峰三二六 八号

(二) 東伯郡赤碕町大字梅田字西谷口一六七―一、一六七―二、一六八―一、一六八―

五、一六九―三及び一六九―四並びに字北山四三八の一部、四三八―一及び四三

八―二並びにこれらと一体をなす国有地

罫1 名称

佐崎地区災害危険区域

2 区域

東伯郡赤碕町大字佐崎字さざえ谷東平二四八、字堤ノ東二四九の一部、字下ノ山下二五五の一部、字下ノ山上二五八、二五九、二六〇、二六一―一及び二六一―二並びに字岩落一〇六一―一及び一〇六一―二並びにこれらと一体をなす国有地

罫1 名称

祇園地区災害危険区域

2 区域

- (一) 米子市祇園町二丁目七二一、七二二三、七三一一、七四一四及び七四一六
- (二) 米子市祇園町一丁目六〇、六〇一四、六一、六一一、六一二、六二、六三、六四、六五、六六、七三一一、七三一二、七三一三及び八五の一部

罫五 1 名称

宮前地区災害危険区域

2 区域

- 西伯郡会見町宮前字富士見一九四一三、一九四一五、一九四一六、一九五一、一九五一二、一九五一三、一九六、一九七、一九八一、一九八一二、一九九、二〇〇一、二〇〇一二、二〇〇一三、二〇〇一四、二〇〇一五、二〇〇一六、二〇〇一七、二〇〇一八、二〇〇一九、二〇〇一〇及び二〇〇一一並びに字堂塔二〇七一一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

罫五 1 名称

上細見地区災害危険区域

2 区域

- 西伯郡岸本町上細見字屋敷三五八、三五九、三七七、三七八一、三七八一二、三七九、三八〇、三八一、三八二、三八三、三八四一、三八四一二、三八四一三、三八四一四、三八五、三八五二及び三八六並びに日野郡溝口町上野字前ヶ市谷八八四一、八八四一二の一部、八八四一三、八八四一四及び八八五の一部並びに字中井通りの二、八六一一の一部及び八六一二並びにこれらと一体をなす国有地

罫五 1 名称

福井地区災害危険区域

2 区域

- 西伯郡淀江町大字福井字村下屋敷二三二一二、二三三一一及び二三四並びに字東畑ヶ谷二六七、二六八及び二六九

罫五 1 名称

押平地区災害危険区域

2 区域

- 西伯郡名和町大字押平字門田一七、一七一一、一八、一九、一九一二、二〇一、二〇一二、二〇一三、二五、二六、二七、二九一、二九一二、三〇、三三一一、三三二、三四、五二一一、五二一二、五三、五五、五五一三及び五四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

罫六 1 名称

三栄地区災害危険区域

2 区域

- 日野郡日南町三栄字御明谷右平ラ一五三六一二の一部、字雁田山一五六五の一部、一五六八の一部及び一五六九の一部並びに字下毛原一六三九、一六四〇一、一六四〇一二、一六四〇一三、一六四二、一六四三、一六四四、一六四五、一六四六、一六四七、一六四八、一六四九、一六五〇、一六五一、一六五二、一六五三、一六五四、一六五五、一六五六一、一六五六二、一六五六三、一六五七、一六五八、一六五九、一六六〇、一六六七、一六六八、一六六九、一六七〇、一六七二、一六七三及び一六七三並びにこれらと一体をなす国有地

罫九 1 名称

根雨地区災害危険区域

2 区域

- 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号と標柱二号を日野郡日野町根雨字木舟上八三五一一の筆境沿いに結んだ線、標柱二号と標柱三号を直線で結んだ線、標柱三号と四号を道路境界線沿いに結んだ線及び標柱一号と標柱四号を一般国道一八〇号線官民地境界線沿いに結んだ線に囲まれた区域のうち墓地を除いた区域

土 地

標 柱

- 日野郡日野町根雨字木舟上八三五一一 一号及び二号
- 日野郡日野町根雨字大塔八二一 三号
- 日野郡日野町根雨字山根平七九三 四号

一八七七―三、一八七七―四、一八七八、一八七九、一八八〇、一八八一、一八八二、一八八三、一八八四、一八八五及び一八八六並びにこれらと一体をなす国有地

至三 名称

2 区域

福居地区災害危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱五号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土	地	標	柱
---	---	---	---

日野郡溝口町福居字谷口九五〇

一号

日野郡溝口町福居字谷口九五一

二号及び三号

日野郡溝口町福居字谷口九五三

四号

日野郡溝口町福居字谷口九五二

五号

至三 名称

三部地区災害危険区域

2 区域

(一) 日野郡溝口町三部字勘部屋敷六七七、六七八、六七九、六九五、九〇四、九〇五、九〇六、九〇七、九〇八及び九〇九

(二) 日野郡溝口町三部字山下六八二―一、六八二―二、六八二―三、六八三、六八四、六九四、六九四―一、六九四―二、六九四―三、六九四―四、六九六、六九七、六九八、六九八―一、七〇六―一、七〇六―二、七〇六―三、七〇七―一、七〇七―二、七〇七―三、七〇九―一、七〇九―二、七〇九―三、七一一―一、七一一―二、七一一―三、七一一―四、七一一―五及び七二四並びに字向山ノ一 九二〇―一、九二〇―二、九二二―一、九二二―二、九二二―三及び九二二―四並びにこれらと一体をなす国有地